

第5回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○報告第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○報告第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○報告第51号～報告第52号上程、説明、質疑、討論、採決	13
○報告第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○報告第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○報告第55号～報告第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第192号～議案193号上程、説明、質疑、討論、採決	18
○閉議の宣告	20
○町長あいさつ	20
○閉会の宣告	20
○署名議員	21

第4回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成18年5月15日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1. 期 日 平成17年11月25日（金）午後3時
2. 場 所 鏡石町役場議会議場
3. 付議事件
 - ①専決処分した事件の承認について（9件）
 - ②平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）
 - ③平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1 番	仲 沼 義 春 君	2 番	渡 辺 定 己 君
3 番	今 駒 隆 幸 君	4 番	根 本 重 郎 君
5 番	大河原 正 雄 君	6 番	柳 沼 俊 行 君
7 番	今 泉 文 克 君	8 番	木 原 秀 男 君
9 番	菊 地 栄 助 君	10 番	小 貫 良 巳 君
11 番	藤 島 一 郎 君	12 番	円 谷 寛 君
13 番	円 谷 寅三郎 君	14 番	森 尾 吉 郎 君

不応招議員（なし）

第5回鏡石町議会臨時会会議録（第286号）

平成18年5月19日（金）午後1時開議

出席議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	正 木 正 秋 君
収 入 役	大河原 直 博 君	総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君
税務町民課 参事兼課長	角 田 勝 君	健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君
産 業 課 長	小 林 政 次 君	都市建設課長	椎 野 優 偉 君
上下水道課長	黒 津 政 美 君	教 育 長	斎 田 一 男 君
教 育 課 長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 卷 司 君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面 川 武	主任主査	大河原久美子
-------------	-------	------	--------

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 48号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 4 報告第 49号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 5 報告第 50号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 6 報告第 51号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 7 報告第 52号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 8 報告第 53号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 9 報告第 54号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第10 報告第 55号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第11 報告第 56号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第12 議案第192号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第13 議案第193号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正
予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じである。

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地栄助君） ただいまから、第5回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は、皆無であります。

◎招集者あいさつ

○議長（菊地栄助君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 皆さんこんにちは。

本日第5回鏡石町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の所ご出席を賜り誠にありがとうございます。

厚く御礼を申し上げる次第であります。

今、臨時議会に提案いたしまして議案は専決処分した事件の承認についての報告9件と平成18年度補正予算2件、併せて11件であります

よろしくご審議いただき、承認議決を賜りますようお願い申し上げましてごあいさつといたします。

◎議事日程の報告

○議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、11番、藤島一郎君、12番、円谷 寛君、13番、円谷寅三郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

◎報告第48号 上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（菊地栄助君） 日程第3、報告第48号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。
- 議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。
- 議会事務局局長（面川 武君） [報告第48号を朗読]
- 議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。
税務町民課長。

[税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇]

- 税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました、報告第48号 専決処分した事件の承認について、専決第46号、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび行われた国の税制改正につきましては、現下の経済財政状況等を踏まえつつ持続的な、経済社会の活性化を実現するための税制の構築に向けた改革の一環でありまして、個人の所得課税に係る、国から地方への税源移譲を行うための個人住民税の税率の見直しと、定率減税の廃止や平成18年度固定資産税の評価替えに伴う、土地に係る固定資産税の調整、あるいは、地方たばこ税の税率の引き上げ等の措置を講ずるなどを内容としたものであります。

改正された内容についてご説明を申し上げます。

鏡石町税条例の一部を改正する条例、鏡石町税条例（昭和29年鏡石町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「生活保護法」の下に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同条第2項中「176,000円」を「168,000円」に改める。これは、均等割の非課税限度額を決める場合の加算額の改正であります。

第31条第2項につきましては、法人町民税法の改正に伴う文言の整理でございます。第34条の第2項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。につきましては、この度の税制改正により地震保険料控除の創設による文言の改正でございます。20年度分後の個人住民税について適用と言うこととなります。

第34条の3第1項につきましては、税源移譲に伴う税率構造の改正により3段階の標準税率を一律にした規定でございます。

第34条の4につきましては、この度の税制改正で変動所得と臨時所得の規定が廃止されたことにより、次条の法人税割の規定を繰り上げるものでございます。

第34条の6につきましては、税源移譲に伴う所得税と住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整するための減額措置（調整控除）の規定でございます。

4ページに移ります。一番上になります。

第34条の7中「第34条の4」を「前条」に改める。につきましては、外国の所得税等を課税された場合の課税の重複を避けるために規定されたものであり、条文の整理でございます。

第34条の8第1項につきましては、配当割り額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定であります。

第36条の2第1項につきましては、地震保険料控除の創設による条文規定であります。

第51条第1項中につきましては、町民税の減免規定の文言整理であります。

第53条の4につきましては、分離課税に係る所得割額の税率の改正と固定資産税の減免規定等条文の改正と文言の整理でございます。

第95条中「2, 743円」を「3, 064円」に改める。につきましては、たばこ税の税率改正の規定であります。

附則第5条第1項につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲の改正と文言の整理であります。平成19年度分以後適用ということでございます。

附則第6条第1項中につきましては、居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関して条文と文言の整理を行うものでございます。

5ページに移りまして、9行目になります。

附則第6条の2第1項につきましては、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定についての文言の整理であります。

附則第6条の3第1項につきましては、阪神淡路大震災に係る雑損控除等の特例規定について文言の整理をしたものであります。

附則第7条第1項及び第2項につきましては、個人の町民税の配当控除に関して条文の整理を行い税率の改正をする規定であります。

附則第7条の2を削除して次に次の1条を加える。につきましては、この度の改正で町税条例第34条の3所得割の税率・3段階と第34条の4変動所得と臨時所得が削除されることによるものであります。

新たに加えられた第7条の3については、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定であります。

6ページに移ります。11行目です。

附則第8条第2項中につきましては、肉用牛の売却所得の税率改正の規定であります。

附則第9条の改正につきましては、住民税の税率を一律にしたことによる文言の整理であります。

附則第10条の2第3項を削り、につきましては、特定優良賃貸住宅に関する固定資産税の減額措置の規定を削り、同条の第4項中附則第16条第7項「高齢者向け優良賃貸住宅」を附則第16条第6項「特定優良賃貸住宅」に改め、この項「第4項」を「第3項」とし、附則10条の2第5項中の法附則第16条第8項を同条第7項に改め、同項附則10条の2第5項第2号中の施行令附則第12条第24項固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲・人の居住の用に供する部分の面積が「35㎡」とあるのを「40㎡」と読み替える規定を「同条23項」に改め「第4項」とし次の1項を加える。

加えられた第5項につきましては、耐震基準適合住宅に係る耐震改修をした場合の固定資産税の減額に係る申告の規定でございます。

7ページに移ります。

2行目になりますが、附則第10条の3第1項中につきましては、阪神淡路大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告の規定であります。

5行目になります。

附則第11条の見出し中と、附則第11条の2の見出しにつきましては、土地の固定資

産税の特例に関する特例期間を平成18年から平成20年まで延長する規定及び、19年度、20年度において地価の下落傾向が見られる場合の価格の修正を簡易に出来る規定があります。平成16年度、17年度同様の措置ということでございます。

中段になりますが、附則第12条の前の見出し中につきましては、附則第11条の適用期間改正に伴う年度の整理及び当該年度の固定資産税額の決定に当たっては、今年の評価額に5%を乗じて得た額を前年度の課税標準額に加えた額、当該宅地等調整固定資産税額と当該年度評価額を比較して、安い方を当該年度の固定資産税とする規定でございます。

下から8行目になります。

附則第12条第2項及び第3項を次のように改める。につきましては、第1項年の評価額に5%を乗じて得た額を前年度の課税標準に加えた額当該宅地等調整固定資産税額の規定に関わらず住宅用地で負担水準が80%以上の場合は、前年度の課税標準額に据え置き、商業地等で負担水準が60%以上70%以下は前年度の課税標準に据え置き、商業地等で負担水準が70%を超える場合には当該年度の評価額の70%を課税標準額にする規定であります。

7ページから9ページの3行目まで記載されております。

4行目になりますが、第12条の2は削除であります。附則第12条において、住宅用地と商業地等の土地に係る負担調整措置について、一緒に規定したので削除するという規定でございます。

附則第13条の見出し中につきましては、農地については負担調整率の変更はないが、摘要期間の変更について改正する規定であります。

附則第13条の3を次のように改める。価格が著しく下落している土地の負担水準の特例据え置き措置でございます。については廃止するというところでございます。

第13条の3は削除して、附則第14条中の4を設ける。ということでございますが、13行目になります。

附則第14条中「附則第12条、第12条の2」を「附則第12条」に改める。

第12条の2は、商業地に関する負担水準の規定であります。先ほど削除したので条項の整理をするものであります。

附則第15条の2につきましては、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で負担調整措置に関わる部分の適用期間の変更と文言の整理であります。

附則第16条の2第1項中につきましては、たばこ税の税率改正を行い適用を平成18年7月1日に規定するものであります。

附則第16条の4第1項中につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等の税率改正及び関連条項と文言の整理であります。

下から4行目になりますが、附則第17条第1項、第2項、第3項につきましては、調整控除の規定と居住用財産の譲渡あるいは、長期譲渡所得に係る町民税の税率改正及び、条文と文言の整理であります。10ページの中程まで続くことになります。

附則第18条第1項中につきましては、短期譲渡所得に係る町民税の税率改正の規定であります。

次、11ページに移ります。

4行目になりますが、附則第19条第1項中につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の税率の改正及び、条文と文言の整理であります。

中程になります。

附則第19条の2第1項中につきましては、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を規定したもので、条文と文言の整理であります。

附則第19条の3中につきましては、上場株式等を譲渡した場合の税率の改正規定であります。

附則第19条の4中につきましては、特定口座を有する場合の課税を分離して行う規定であります。

附則第19条の5第1項中につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を規定しまして条文の整理であります。

一番下の行になりますが、附則第20条第1項中につきましては、特定中小会社が発行した株式等に係る譲渡所得等損失の繰越控除及び譲渡所得の課税の特例規定で、特定株式を払い込みにより取得した場合、その株が価値を失ったことにより損失が生じた場合の金額の繰越控除を規定したものであります。

12ページに移ります。

11行目ですが、附則第20条の2第1項中につきましては、先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の税率の改正及び関連条文の改正と整理であります。

中段になりますが、附則第20条の3第1項中「附則第35条の4の2第2項」を「附則第35条の4の2第8項」に、「本項」を「この項」に改め、附則第20条の3の次に次の1条を加える。につきましては、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を規定するものであり、加えられた1条につきましては、附則第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例規定であります。

附則第20条の4条約適用利子等及び条約適用配当等に係る、個人の町民税の課税の特例につきましては、租税条約実施特例法に規定する条約適用利子等については、他の所得と区分して、租税条約実施特例法に規定する限度税率を、控除した率に3/5を乗じた額を課税する規定でありまして、第2項の1号から第5号まで、条約適用配当等の額に対して税率の規定あるいは、軽減措置を受ける場合の関係条文の文言の読替あるいは整理であります。

12ページから14ページまでが関連条項でございます。

中段になります。

第6項であります。租税条約実施特例法第3条の2の2第1項につきましては、条約適用配当について税率の適用を受ける場合の規定でありまして、適用を受けようとする場合は、所得の生じた翌年度分の申告書にその理由と、所得の明細による提出を規定しているものであります。

一番下になりますが、附則第21条を削る。につきましては、今般の税制改正により所得割の税率改正に伴い削除するものであります。

15ページに移ります。

第2条 町税条例の一部を次のように改正する。

この内容につきましては、新たに加えられた条文10ページになりますが、附則第20条の4第2号に規定する外国税額控除等について読替をするとともに税率について改め、条文と文言の整理をすると言ったような内容でございます。

次、附則になりますが、施行期日につきましては、第1条では平成18年4月1日と

規定し、ただし書きとして1号から6号までを記載のように施行期日とし、16ページの第2条につきましては、町民税に関する経過措置として均等割と所得割の非課税限度額の見直しは平成18年度から適用とし、住民税の税率の6%一律課税ほか各税率の適用規定等、あるいは、地震保険料控除の規定などを別に定めたものでございます。

17ページに移ります。

第3条につきましては、平成19年度分の個人の町民税に限り、所得税と個人町民税の人的控除の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税課税所得金額が200万円以下の者と200万円超の者については、平成19年度に限り減額をする規定及び不足第2条第6項のいわゆる65歳以上125万円以下の者の均等割について、平成18年度は3分の2とする規定、あるいは、人的控除の調整適用申告等の規定であります。

18ページの中段に移ります。

第4条になりますが、固定資産税に関する経過措置と申すことですが、これにつきましては、新条例の適用は、平成18年度からとする規定と非課税該当区分の適用除外の申告、または法附則第16条第7項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の固定資産税の減額規定、あるいは、平成18年度評価替えに伴う納期限を変更する規定でございます。

下から5行目になりますが、第5条町たばこ税に関する経過措置と申すことですが、これにつきましては、2ページ第95条で説明いたしました税率改正は平成18年7月1日とする規定、あるいは、いわゆる在庫のたばこを持つ卸売業者や小売店等が行う手持ち品についての申告納付の規定等でございます。

20ページに移ります。

第6条税条例の一部を改正する条例につきましては、平成19年度分の個人町民税に限り3千円の3分の1の控除を規定するとした中で、平成18年度の改正は、平成18年度をもって廃止することとなるため条文の削除をするものでございます。

以上ご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第48号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第48号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎報告第49号 上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（菊地栄助君） 日程第4、報告第49号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。
- 議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。
- 議会事務局局長（面川 武君） [報告第49号を朗読]
- 議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。
税務町民課長。

[税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇]

- 税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました、報告第49号 専決処分した事件の承認について、専決第47号、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正の主な内容につきましては、国民健康保険税の所得割等の積算が地方税法に準拠していることから、地方税法の改正により税率構造等の改正や公的年金控除の見直しと、老年者控除の廃止による高齢者世帯への課税額激変緩和措置、あるいは、介護保険制度改正による限度額の引き上げ等であります。

改正された内容について説明を申し上げます。

鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、鏡石町国民健康保険税条例（昭和33年6月28日条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第13条中「8万円」を「9万円」に改める。これにつきましては、介護納付金の課税限度額の改正でございます。

3行目になりますが、付則第2項中からに関しましては、公的年金等にかかる所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でありまして、所得税法第35条第4項に言う公的年金等控除額いわゆる、65歳以上140万円でございますが、これが、第3項から第6項までに関連するため条文整理を行い、さらに、特定公的年金等控除いわゆる、65歳以上の方に対する特別控除と言うことになりますが、これを加え、第3項から各項において文言の整理をするという内容でございます。

第3項になりますが、平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例。これにつきましては、国民健康保険の被保険者の特定公的年金等控除は、平成18年度に限りとしたもので、国民健康保険税の軽減判定については、地方税法第703条の5第1項よると規定されておられますが、平成18年度の特例として特定公的年金等控除を適用するという規定を設けております。

これは、高齢者世帯への国保税が一挙に上がるのを防ぐための緩和措置でございます。平成18年度と平成19年度の2年において行われるという内容でございます。

第4項であります。平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例であります。ただいま説明しました、第3項同様の規定を平成19年度についても行うという規定でございます。

24ページに移ります。

平成18年度における国民健康保険税に係る所得割の算定の特例でありまして、5項につきましては、特定公的年金等控除額を平成18年度は「13万円」とする規定でございます。

次6項になりますが、平成19年度における国民健康保険税に係る所得割の算定の特例ということでございまして、ただいま申しました5項と同じく特例公的年金等控除額を平成19年度は「7万円」とするという規定でございまして。

次に14行目に移ります。

附則に次の2項を加えるにつきましては、第15項と第16項を加えるということでございます。

第15項につきましては、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例ということでございまして、この度の地方税法の改正に伴い、新たに加えられた項目であります。

内容はこの度の新租税条約において租税条約実施特例に規定する所得について、住民税についても対象としたと言うものでございまして、現行条例中に租税条約実施特例法の規定がないため、過日整理されたものでございます。

なお、本項については条約適用利子等について税額算定根拠に加える規定と言うことでございます。

第16項については、これについても新たに加えられた条項でありまして、第15項同様の内容であります。

なお、第15項、第16項の適用については、平成20年1月1日と規定されております。

施行期日ではありますが、

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第10項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

この附則第3項から第10項につきましては、分離課税に係る税率の規定でありまして、個人住民税の改正税率の適用年度に合わせた規定でございまして。

適用区分ですが、

2 改正後の鏡石町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。という規定でございまして。

以上、説明申し上げます。

よろしくご審議いただきご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第49号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第49号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎報告第50号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第5、報告第50号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局局長（面川 武君） [報告第50号を朗読]

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

[助役 正木正秋君 登壇]

○助役（正木正秋君） ただいま上程されました、報告第50号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明いたします。

本件の専決第48号、平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

このたびの補正は年度末にあたっての各事務事業の確定に伴う予算の整理が主でございまして、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,367千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,509,407千円とし、併せて第2表 地方債のとおり第一小学校及び中学校のアスベスト除去事業に係る限度額の変更いたすものでございます。

詳細につきましては、36ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

これより報告第50号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。

よって、報告第50号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しま

した。

◎報告第51号、52号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第6、報告第51号 専決処分した事件の承認についてから
日程第7 報告第52号 専決処分した事件の承認についての2件を一括議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局局長（面川 武君） [報告第51・52号を朗読]

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

[税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇]

○税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました、専決第49号及び専決第50号について、提案理由の説明を申し上げます。

専決第49号、平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてですが、このたびの補正の内容につきましては、保険給付費等の伸びが低いことによる支出減に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,651千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,158,523千円とするものであります。

詳細内容につきましては、112ページからの事項別明細書により説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

続きまして、127ページに移ります。

専決第50号、平成17年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、医療費給付の伸びに伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,492千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれの1,099,489千円とするものであります。

補正の詳細内容につきましては130ページ事項別明細書により説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

以上2特別会計についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

初めに、報告第51号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第51号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

次に、報告第52号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第52号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎報告第53号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第8、報告第53号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第53号を朗読〕

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程いたしました、報告第53号 専決処分した事件の承認について、提案理由の説明をいたします。

本件は地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

141ページをご覧になっていただきます。

専決第51号、平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,033千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,440千円とするものであります。

内容につきましては、144ページの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

以上説明いたしました。

ご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

報告第53号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第53号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎報告第54号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第9、報告第54号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第54号を朗読〕

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

○産業課長（小林政次君） ただいま上程されました、報告第54号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分したものでございます。

149ページになります。

専決第52号、平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、ご説明申し上げます。

このたびの、補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,689千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220,812千円とするものでございます。

内容につきましては、152ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

以上ご説明申し上げます。

ご審議をいただきご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

報告第54号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第54号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎報告第55号、56号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第10、報告第55号 専決処分した事件の承認についてから日程第11、報告第56号 専決処分した事件の承認についての2件を一括議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第55・56号を朗読〕

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

○上下水道課長（黒津政美君） ただいま一括上程されました報告第55号並びに報告第56号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

161ページになります。

初めに、専決第53号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,017千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471,026千円とするものであります。補正の内容につきましては、164ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

次に、175ページになります。

専決第54号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ755千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,950千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、178ページの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

以上、一括上程されました、報告第55号並びに報告第56号につきましてご説明申し上げます。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

初めに、報告第55号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第55号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

次に、報告第56号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第56号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議案第192号、193号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第12、議案第192号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）から日程第13、議案第193号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局局長（面川 武君） 〔議案第192号、193号を朗読〕

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

○助役（正木正秋君） ただいま一括上程されました、議案第192号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）及び議案第193号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第192号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,510千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,010,510千円とするものでございます。補正の内容は、予定されております鏡石東部工業団地拡張計画の事業費といたしまして、鏡石町工業団地事業特別会計に繰出をするものでございます。

詳細につきましては、186ページの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

続きまして、189ページの議案第193号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,616千円とするものでございます。

補正の内容は、予定されております、約3.7ヘクタールの鏡石東部工業団地拡張計画の事業費を補正するものでございます。

詳細につきましては、192ページの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

以上で、提案理由の説明を終わりますが、東部工業団地の概要を申し上げますと、所在地が鏡石町諏訪町542番地、他拡張予定面積が約3.7ヘクタール、事業費、委託料等につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 今回、18年度の補正予算がでたわけでありますが、その中で東部に新たに企業が入ってくると喜ばしいところでありまして。しかし、この中で実施設計業務委託、この事業10アールあたりにすると、約130万円くらいになるかと思うんですけど、内容についてどのような実施設計なのか答弁をお願いいたします。

○議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

○産業課長（小林政次君） 6番議員の質問にお答えいたします。

委託料の関係の実施設計と業務委託の内容でございますが、1つは、測量費関係でございます。それから地質調査費、敷地造成設計等の業務委託、それらが含まれております。それで48,000千円になります。

○議長（菊地栄助君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

初めに、議案第192号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第193号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地栄助君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（菊地栄助君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただき全議案承認、議決を賜りまして誠にありがとうございました。

厚く御礼を申し上げます。

緑したたる季節となりました。議員各位の益々のご健勝とご活躍を祈念申し上げます、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地栄助君） これにて、第5回鏡石町議会臨時会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

閉会 午後 2時47分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成18年5月19日

鏡石町議会議長 菊地栄助

署名議員11番 藤島一郎

署名議員12番 円谷寛

署名議員13番 円谷寅三郎